コメント

本の環境政策



1948年東京生れ。東京教育大学 大学院博士課程卒。現在、北大大 学院環境科学研究科教授、理学博 士。専門は環境地理学、地形学。 主著「地形学辞典」「現代の地球

あげられ、それらに応じて、大気汚染防止法、

農用地の土壌汚染防止に関する法律、

自然保護法の両者を含むものとなっている。

公害対策基本法では、大気汚染、水質汚濁、

騒音、振動、地盤沈下、悪臭の七種の公害が

したがって法律的には、日本の環境法は公害法と

小野有五(おの ゆうご) (共著) 他。

ずれも排出基準など一定の環境基準を設けて、公的

制に関する法律、悪臭防止法が制定されている。い

騒音規制法、

振動規制法、

建築用地下水の採取の規

な規制を行なうことを目的としており、質的にみて

もかなり高い環境基準が定められている。

然公園法が制定された。 国立公園、 地域と自然環境保全地域が区分、指定された。また 自然公園と規定し、それらの保全をはかるために自 **方針が定められた。そこではまず原生自然環境保全** に自然環境保全法が制定され、自然環境保全の基本 いっぽう自然環境の保全については、一九七三年 国定公園、都道府県立自然公園の三種を

ジャーなどの欠如、自然公園内における開発規制の ヴェルに到達したとみることができる。 がなされていないことや、自然公園におけるレイン 行政的対応に関する限り、欧米諸国と同じようなレ くの問題をかかえている。 あいまいさなど、実際の自然環境保全においては多 このように日本の環境政策は、その法的な整備や、 しかし、いっぽうでは環境アセスメント法の制定

的な見直しが迫られている。 ら批判されており、こうした面でも環境政策の全体 る地球規模の自然破壊に対する規制の欠如が世界か 熱帯林の破壊に代表されるような、日本の企業によ また対外的には、公害物質の海外へのもち出しや、

の他の環境の保全をはかるために環境庁が設置され 防止だけでなく、自然環境の保護と整備、およびそ 法が制定され、次いで一九七一年には、単に公害の 六七年にはまず公害を規制するための公害対策基本 タイ病などに代表される深刻な公害問題が発生した。

公害に対する住民運動や訴訟に対処するため、

一九

なって、一九六○年代になると、水俣病、

イタイイ

日本では一九五〇年代以降の高度経済成長にとも

は昨年、環境ミッションを派遣して東欧の環境問題 本がこの面で近い将来、協力しあり道が開かれてい めの多額の援助を約束している。スウェーデンと日 側面として評価できるであろう。すでにスウェーデ 姿勢を見せている。これは日本の環境政策の新しい の実状把握につとめ、積極的にその解決にのり出す ンもポーランドに対して、バルト海の汚染を防ぐた しかし最近の東欧情勢の変化にともない日本政府

ると言えよう。

